

単位:千円

対象事業所・施設(※1, 2, 3, 5)		基準単価	
通所系 (※4)	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所
		大規模型(Ⅰ)	684/事業所
		大規模型(Ⅱ)	889/事業所
	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231/事業所
	認知症対応型通所介護事業所		226/事業所
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所
		大規模型(Ⅰ)	710/事業所
		大規模型(Ⅱ)	1,133/事業所

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所・施設として取り扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、一つの事業所として取り扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※5 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)を参照のこと。